

# **令和7年8月教育委員会定例会会議録**

**令和7年8月22日 開催**

**富谷市教育委員会**

# 令和7年8月 富谷市教育委員会定例会

日 時 令和7年8月22日（金）午前10時から  
場 所 富谷市役所3階 306会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 開会の挨拶
- 3 前回会議録の承認
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
- 6 議 事  
議案第1号 富谷市市民センター条例案に対する意見について
- 7 一般報告
- 8 事務連絡
- 9 閉会の挨拶
- 10 閉 会

# 令和7年8月 富谷市教育委員会定例会会議録

## 1. 日 時

○令和7年8月22日（金）午前10時開会

## 2. 場 所

○富谷市役所3階 306会議室

## 3. 出席委員

○教 育 長	二階堂 浩一郎
○教育長職務代理者	江 刺 義 夫
○委 員 員	増 田 恵美子
○委 員 員	武 田 泉
○委 員	新 海 あゆみ

## 4. 欠席委員

なし

## 5. 説明のため出席した者

○教育部長	高 橋 理 香
○教育総務課 課長	菅 原 俊 司
○学校教育課課長兼学校給食センター所長	今 野 善 徳
○学校教育課 参事兼指導主事	島 貫 愛
○生涯学習課 課長	小 嶋 雄 悅
○公民館長	佐 藤 健 一

## 6. 傍聴人

1人

## 7. 開 会

### 【教 育 長】

改めましておはようございます。

酷暑という言葉が定着をしてきた感じがあります、この夏でございます。

学校に居た折に、社会状況に適応した学校づくりをしましょうということで先生方と頑張ってきた訳ですけども、社会情勢もですが気候も含めた環境に適応した学校や運営というのがとても大切になってきていることを思い知らされた夏でございました。

学校の方ですが、金管バンドがどうなっているのか気になったものですから、何校か体育館をおじやまいたしました。間の悪いことにあまり暑くない日に行ってしまったのですが、それであったとしても体育館の中はある程度暑くて、1曲終わる度に保護者の方々が冷水に浸したタオルを子ども達の所に運んでいるようなそういった様々な工夫をして乗り切っているという現状でございます。社会教育施設に目を移してもまたそれも同様でございます。こういった環境に適応した施設というのはどうあったらいいのかというのが、今後大変大きな課題として考えていかなくてはならないと考えさせられた夏でございます。

ぜひ教育委員の皆さんにも、これから様々な視点から御教授賜りまして、こういった課題にも適応してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

本日も案件1つございます。皆さまからのご意見を頂戴して定例会を進めてまいりたいと思います。

## **8. 前回会議録の承認**

**【教 育 長】**

前回の会議録の承認を求めたところ異議なく、武田委員と新海委員が署名を行った。

## **9. 本日の会議録署名委員の指名**

**【教 育 長】**

本日会議録署名委員に増田委員と新海委員を指名した。

## **10. 教育長報告**

**【教 育 長】**

それでは教育長報告に移ります。

8月1日、生徒会サミットが学校給食センターで行われました。各中学校からアクションプランを持ち寄って、そして市役所職員と協議をしながらブラッシュアップしていくという中身なのですが、今回は本市と協定を結んでいる企業にも入ってもらいまして、より協定を生かした形で企業の目も入れながら進めてまいりました。大塚製薬やあいおい損保、ソフトバンク、アクセントチャアといった大きな会社に今回入っていただきました。協議された内容としましては、健康の保持増進、具体的にはお弁当コンクールというような中身であったり、防災安全、SDGs、交通安全、そして地域交流などといった各学校の生徒会で話題になっている内容を持ち寄っての協議で、最初のアクションプランから大変具体的な課題が見えてくる、その課題を持ち帰った子ども達でございました。今後、生徒会でそれをさらに具体化するために各学校でアクションが行われるということになります。

8月4日、情報化推進リーダー会が開かれました。今年度は頻繁に行っていますが、1つ特徴的なのは、令和7年度と令和8年度の2か年に渡りまして県総合教育センターの情報教育班のサポートを受けるといった事業を富谷市と県の方で結んでおります。その関係がありまして、県のサポートを受けながらNEXT GIGAに向けて新たな情報化推進計画を策定していくというような運びとなっております。

8月12日、13日、15日と不登校支援に関する打ち合わせがございました。公民館を回ってきたのですが、中身としましては、公民館を不登校、別な言い方をすれば学校に行けないお子さん達の第三の居場所として位置づけることができないだろうかというアイディアがございます。各公民館は富谷市には6館ございますけれども、市内に非常にバランス良く配置されております。それぞれ図書室を持っておりますので、そのスペースをお子さん達の居場所に使えないだろうか。大人の目も付かず離れずございますし、何より家から徒歩でも通える圏内にあることが多いというところが良い点でございます。昨日、校長会がございましたけれども、その場でも各校の校長先生方にこういったことで新たな居場所の選択肢を増やしましたので、御協力よろしくということでお願いをしたところです。

8月18日、県庁の方で台湾訪日教育旅行学校交流受入促進セミナーが開かれました。御存知のとおり、仙台空港と台湾桃園空港の間には定期便が就航しています、今、そちらを使用した修学旅行が非常に増えてきているということでございます。県内にも入ってきておりますが、宮城県としてはそれを促進したいということで、受け入れ校を模索しているということでございます。ならば富谷市としては御存知のとおり子ども達を25人、この夏も派遣しましたけれども、より多くの子ども達にそうした国際交流の場を設けたいと考えたならば、この台湾の訪日旅行を積極的に引き受け各学校とマッチングを図り、国際交流の中で英語というのは非常に使えるものだという実感を持たせるような働きがけをしていきたいなと思い行つ

てまいりました。やはり同じような目的を持った市町村がかなり集まっておりましたが、何よりも私どもが良かったと思うのは、実際に向こうの学校に毎年定期的に行っているということが追い風になっており、県の方々にも好意的に受けとめていただきまして、こちらの方に紹介していただけるということをお約束していただきました。今後もこういった交流を促進できればいいなと考えているところでございます。

8月21日、東向陽台中学校の吹奏楽部が市長を表敬訪問いたしました。先日の吹奏楽コンクール宮城県大会におきまして、東向陽台中学校の吹奏楽部が金賞を受賞しまして東北大会に出場を決めております。9月7日に青森市のリンクステーションホール青森で演奏をしてくるということでした。実際に音源を持ってきて聴かせていただいたのですが、大変立体的なすばらしい演奏で、中学校小編成の部ということでしたが30名の部員がいて、かなりの迫力で本当に演奏を生で聴けたならば大きな拍手間違いなしだなというところを感じていました。是非、東北大会での健闘を祈りたいと思います。

教育長報告は以上となります。

## 11. 議　事

### 【教　育　長】

日程第6、議事に入らせていただきます。

議案第1号 富谷市市民センター条例案に対する意見について。

佐藤公民館長より説明をお願いいたします。

### 【公民館長】

議案第1号、富谷市市民センター条例案に対する意見について。

別紙、議案第1号、富谷市市民センター条例案についての意見を求めるものであります。提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から依頼があったため意見を求めるものになります。

それでは内容の説明をさせていただきます。5ページをお開き願います。

第1条富谷市市民センターは、社会教育法第24条の規定に基づき設置し、この条例で設置と管理に関して必要な事項を定めるものです。なお、社会教育法第24条は、公民館の設置についての規定ですが、同じ社会教育法第20条に規定する公民館の目的をあわせ持つ施設として設置することから、地方自治法第244条第1項の規定に基づく、公の施設ではなく、社会教育法第24条に基づく施設と位置づけるものです。

第2条第1項は、設置の目的で市民の文化の振興と福祉の増進に寄与することと、地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進することを目的にセンターを設置するものです。これは昨年6月に富谷市協働のまちづくり推進審議会からの答申もありましたので、これまでの社会教育活動の場としての利用に加え、市民活動団体を追加して、地域住民の利益に繋がる多様な主体による活動の場としても利用いただけるよう利用対象者の見直しを諮り、生涯学習や地域の交流の拠点として、開かれた市民のための施設を目指すものになります。第2項、センターの名称と位置につきましては、表に記載しているとおり、富谷中央公民館を富谷中央市民センターというように、これまで各公民館の前についている名称を引き継いで、公民館の部分を市民センターに置き換えたものになります。

第3条は、センター相互間の連絡調整については、富谷中央市民センターが行うことを規定するものです。

第4条は、市民センターを使用する場合には、教育委員会の許可が必要であるこ

とを規定するもので、第2項には使用許可をしない場合の基準を規定しています。

第5条は、許可を受けて市民センターを使用する方に守っていただくルールを規定するものです。

第6条は、使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会の定めに反した場合、使用許可の取り消し等の処分ができるることを規定するものです。第2項は、前項の規定に基づく処分によって使用者が損害を受けても、市の責めに帰すべき特別の事由があると認められる場合を除き、市は賠償しないことを規定するものです。

第7条は、市民センターの使用料について、これまで午前、午後、夜間の三区分の4時間からより利用しやすい使用料とするため、1時間単位での使用料を別表のとおり定めるものです。なお、この1時間当たりの使用料につきましては、公民館条例に規定している使用料を4時間で割って端数を調整したもので、午前、午後、夜間のどの時間であっても同じ金額になります。また、面積が100m<sup>2</sup>を超える会議室、研修室については、それ以外の部屋の二部屋分の使用料になるよう料金を見直します。こちらにつきましては、東向陽台公民館の第3研修室、あけの平公民館の第1会議室、成田公民館の第1研修室となります。

なお、表の下に記載している富谷市外に方が使用する場合に、基本料金の5割増しの使用料とする規定と、入場料を徴収する場合に、3倍の額とする特別使用料の規定については、従前の条例の規定をそのまま引き継いでおります。第2項は、使用料は原則として市民センターを使用する前に徴収することを、第3項は、納入された使用料は原則として返還しないことをそれぞれ規定するものです。

第8条は、使用料の減免について規定するもので、減免できる場合とその割合につきましては、条例成立後に作成する規則に盛り込みますが、1月の総合教育会議に説明しております、市に登録の市民活動団体を追加する予定です。

第9条は、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることを規定するものです。

附則としまして、1番目として施行期日。この条例は令和8年4月1日から施行するものです。2番目として富谷市公民館条例の廃止。富谷市公民館条例は、市民センター条例の施行と同時に廃止するものです。3番目として準備行為。第4条の規定による使用許可の手続き及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができるとするものです。4番目として富谷市市民バス条例の一部を次のように改正するもので、運行路線及び運行区間の路線名、南部循環線から大亀山成田線の運行区間の起点、及び終点を富谷中央公民館から富谷中央市民センターに改正するものです。5番目として、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部を次のように改正するもので、第2条第2項に規定する別表、公の施設の使用等の制限について規定しているものになりますけれどもこちらを改正するもので、第3号に規定している富谷市公民館条例に規定する公民館を削除し、第4号から第8号を1号ずつ繰り上げて、第3号から第7号として、その後ろに第8号として富谷市市民センター条例に規定する市民センターに改めるものになります。

説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いします。

## 【教育長】

ただ今、市民センター化に向けて準備を進めておりますが、その中であらたに条例を定めるということで説明がございました。

ただ今の説明についてご意見をいただければと思います。

## 【江刺教育長職務代理者】

公民館協力員というのがあって、今まで地域からその中央公民館に関するその地域の人達との縁がありました。今回は市民センターということですが、市民センター協力員みたいなものはこれから定めるということですね。

【公民館長】

こちらにつきましては、条例の可決後に、今現在公民館協力員に関する規則がございますので、こちらを市民センター協力員に関する規則ということで規則を作りまして、来月の定例会にお諮りできるよう準備をしているところです。

## 【江刺教育長職務代理人】

今まで公民館協力員は、その地域の有名人とお世話役の人達が町内会から上がってきていたんですが、市民センターになると色々な団体も使うわけですよね。その時にはそのあたりはあまり関係なく、従来通り公民館協力員という名のもとの地域の公民館エリアの町内会から推薦されたりするのでしょうか。

【公民館長】

今現時点での公民館協力員さんの仕事の内容は、公民館の運営についての意見をもらう場であったり、公民館まつりで協力を頂いたりということになっておりますので、市民センターに変わった後についても、関わり方としては同じように考えております。市民センターにすることによって、法人とか個人の方も含めて使用されるようになるかと思いますけれども、そちらの方々に協力員になって頂くものではございませんので、ただ、そういう方々にも今現実ですと公民館まつりということで開催しておりますけども、そういったところに出演される可能性はあるかと思います。利用される方には、そういった声掛けをしていこうと考えております。関わり方としては同じように考えております。

## 【江刺教育長職務代理人】

あともう一つは、今借りる時には予約をしますよね。その時に時間枠が午前、午後ということで大きな枠になっていますが、今後は1時間単位で使えるということであれば、申込みの仕方も変えるということですよね。

【公民館長】

そうですね。「よやくーる」というシステムになりますけれども、管理しているの（株）HARPという会社でございまして、そちらの方も1時間単位での切換えが可能かどうかというのを確認しております、1時間単位での予約も可能という回答をいただいております。来年4月から使用する分については、1時間単位で予約できるシステムの見直しを進めているところでございます。

## 【江刺教育長職務代理人】

今、使っている団体の方から聞くと、ある面では、既得権みたいなものがあり、何曜日のその時間帯は自分たちのサークルでいつも借りているんだと。それを毎月、月初めに優先して予約していたものが、一般市民の方が入ってきたときに競争が激化してしまうので、そのあたりが心配なんだけど、そのことについてはどう考へて いるのか。

【公民館長】

総合教育会議等の時にお話をさせていただいているが、サークルにつきまし

ては、まず予約がそもそも現在ですと、使用したい日の前月の1日から、一般団体については、8日からとなっておりますところを、3ヶ月前の同じ日から予約できるようになります。サークルにつきましては、その公民館で社会教育活動を推進するため作っている団体ですが、同じ3ヶ月前の日からっていうことでスタートしてしまうと、サークルが使えなくなってしまうということもあります、サークルにつきましては年間予約で、毎月1回から5回まで毎週使っている団体もありますけれども、その意向を確認しながら、毎年サークル登録説明会がありますので、その時に確認をして年間予約をしていただきたいと考えております。

**【江刺教育長職務代理者】**

いろいろ配慮しておりますね。

**【教 育 長】**

他にご意見ございませんでしょうか。

**【全 委 員】**

(質疑なし)

**【教 育 長】**

それでは議案第1号につきましては、これで終了したいと思います。

**【全 委 員】**

(了承)

**12. 一般報告等**

**【教 育 長】**

それでは、一般報告等に入ります。教育総務課から順に報告いたします。

**【教育総務課長】**

富ヶ丘小学校学区の再編の進捗について。

第3回議会定例会の一般質問について。

**【学校教育課】**

部活動地域展開のロードマップについて。

**【生涯学習課長】**

各種イベントの開催について。

**【公民館長】**

令和7年度公民館まつりの開催について。

**【教 育 長】**

ありがとうございました。それでは一般報告は以上となります。

御質問・御意見等はございませんか。

**【全 委 員】**

(質疑なし)

### **13. 事務連絡**

【事務局】

9月定例会は9月30日、火曜日、午前10時から富谷市役所3階、301会議室で開催する。

### **14. 閉会挨拶**

【江刺教育長職務代理者】

### **15. 閉会**

午前10時38分

令和7年9月30日

署名委員

署名委員